

大阪市商店街振興 ふるさと寄附金



『大阪市商店街振興ふるさと寄附金』とは

市内に数多く存在する個性豊かな商店街は、大阪の魅力のひとつです。

商店街の活性化やにぎわいづくりを応援していただく「大阪市商店街振興ふるさと寄附金」を募集しています。

ふるさと寄附金を通じて大阪市の商店街の魅力にふれてください。多くの皆様のご支援をお願いします。

皆様からいただいた寄附金は、商店街の活性化、にぎわいづくりのための事業に大切に活用させていただきます。



【寄附の申込方法】

▶ さとふる

<https://www.satofull.jp/city-osaka-osaka/>



▶ ふるさとチョイス

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/27100>



▶ 楽天ふるさと納税

<https://www.rakuten.co.jp/f271004-osaka/>



寄附金(税額)控除を受けるには手続きが必要です

● 所得税の確定申告を行われる場合

1月1日から12月31日までに支払った寄附金について、翌年に確定申告を行うことにより、寄附金(税額)控除の適用を受けることができます。

● ワンストップ特例制度を利用される場合

寄附金支払い後、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要な書類を添付のうえ大阪市あて申請いただく必要があります。

● 法人の皆様からの寄附も受け付けています。

詳しくは、法人用案内パンフレットをご確認ください。

寄附の特典

ご寄附をいただいた
大阪市外在住の個人の方
にお好きな返礼品を贈呈します
(回数に制限はありません)

1回10万円以上の寄附を
いただいた方に「市長感謝
状」を贈呈します(大阪市
外在住の個人の方で返礼
品を希望する場合を除く)

「大阪市商店街振興ふるさと
寄附金返礼品」は、「大阪市
あきないグランプリ」など国・
自治体が表彰・認定している
店舗の商品やサービスから
選定しています

【注意事項】
大阪市内在住の方へは、
ふるさと寄附金の返礼品
の贈呈ができませんので
ご注意ください

大阪市が電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。
寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意ください。

【申込・問い合わせ先】

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課(商業担当)

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATビルO's(オズ)棟 南館4階

TEL : 06-6615-3781 / FAX:06-6614-0190 / E-mail : shoutengai-kifu@city.Osaka.lg.jp